居宅介護支援重要事項説明書

医療法人財団　明理会
新松戸中央総合病院附属
ケアプランセンター

ITABASHI MEDICAL SYSTEM

居宅介護支援重要事項説明書

１．当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　　話　　047-309-8200
営業時間
　　月曜日～金曜日　　8：30～17：30　　土曜日　8：30～12：30

　　※土曜日の午後、日曜と祝祭日、年末年始はお休みをいただいております。

２．新松戸中央総合病院附属ケアプランセンターの概要

（１）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	新松戸中央総合病院附属ケアプランセンター
所在地	千葉県松戸市新松戸 1-412
介護保険指定番号	居宅介護支援事業（都道府県　　1271200618 号）
通常のサービス提供地域	松戸市幸田・幸谷・小金上総町・小金清志町・小金きよしヶ丘・旭町・西馬橋・二ツ木・馬橋・横須賀・新松戸 1～7 丁目・新松戸北、南、東

（２）同事業所の職員体制

	常勤	合計
管理者	１名（兼任）	１名
介護支援専門員	１名以上	１名以上
主任介護支援専門員	１名以上	１名以上

※管理者含む

３．居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

（１）「居宅サービス計画作成依頼書」を役所の窓口に提出します。
（２）利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
（３）アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
（４）介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
（５）介護サービス事業所等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
（６）利用者との面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
（７）ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
（８）利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
（９）利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。
（10）テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用
　① 各種会議等について状況により ICT の活用をします。
　　ｉ利用者等が参加せず、医療・介護の関係のみで実施するものについて「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を

活用しての実施を行います。

ⅱ利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて利用者等の同意を得た上でテレビ電話を活用して実施します。

②下記の要件を満たす事でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行う事が認められます。

ⅰ利用者の同意を得る

ⅱサービス担当者会議等で下記について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている。

・利用者の状態が安定している

・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートを含む）

・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により収集する

ⅲ２月に１回以上、利用者宅を訪問する

（11）居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

① 救急車への同乗
② 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援
③ 家事の代行業務
④ 直接の身体介護
⑤ 金銭管理
⑥ 外出支援

４．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いし、利用者・家族に面接をいたします。契約を締結したのち、サービス提供を開始します。

（２）サービスの終了

①利用者のご都合でサービス終了をする場合

口頭又は文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③サービスを２ヶ月以上利用しなかった場合で、今後も利用をする予定がない場合

通知をする事により解約をさせていただきます。

④自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ⅰ 介護老人福祉施設・介護保健施設等に入所した場合
ⅱ 入院等により６ヶ月を経過した場合
ⅲ 要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合
ⅳ 利用者がお亡くなりになった場合

⑤その他

下記の事由に該当する場合は文書で通知することにより本契約を解約させて頂く場合がございます。この場合、地域包括支援センター等にその旨を報告致します。

ⅰ　暴力又は乱暴な言動
物を投げつける・ひっかく・つねる・たたく・刃物を向ける・怒鳴る・奇声・大声を発する・威圧的な態度で文句を言い続ける　など

ⅱ　セクシュアルハラスメント
体を触る・手を握る・卑猥な画像等を見せる・卑猥は言動を繰り返す・あからさまに性的な話をする　など

ⅲ　その他
インターネットにいわれのない誹謗中傷の事業所評価を掲載する・本人、家族が理不尽な苦情を事業所に申し立て、対応に時間がかかり業務に支障がでる・特定の職員の自宅住所や電話番号を何度も聞く・ストーカー行為　など

5. 特定事業所加算の算定について

(1)厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、所定の単位数を加算します。

① 常勤かつ専従の主任介護専門員等を配置
② 常勤かつ専従の介護支援専門員を３名以上配置
③ 利用者に関する情報または、サービス提供にあたっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議を定期的に開催
④ 24 時間常時連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
⑤ 事業所の介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施
⑥ 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合においても、居宅介護支援を提供
⑦ 地域包括支援センターが主催する事例検討会に参加
⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障がい者、生活困窮者、難病患者などの支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加
⑨ 特定事業所集中減算を算定していない
⑩ 介護支援専門員１人当たり（常勤換算法による）の担当利用者数が 45 名未満
⑪ 介護支援専門員研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は、協力体制を確保
⑫ 他の法人が運営する居宅介護支援事業所と協同で事例検討会・研修会等を実施
⑬ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成

（２）２４時間連絡・相談体制について

通常営業時間外にご連絡をいただいた際は、携帯電話に転送されるようになっております。その為、車を運転中、電車内等諸事情により、すぐに電話にでる事ができない場合もありますが、こちらより折り返しご連絡をさせていただきますので予めご了承ください。

また、携帯電話での対応につきましては、当番制とさせていただいております。
通常担当させていただいております者と違う者が対応させていただく事がございます。こちらにつきましても、予めご了承ください。

転送される電話番号

電話番号 ： 047-309-8200

通常営業時間	：月曜日～金曜日	8：30	～	17：30
	：土曜日	8：30	～	12：30

２４時間相談・連絡対応時間：上記の時間以外

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

（１）運営の方針

事業所の介護支援専門員等は、利用者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は、施設サービスの利用ができるよう市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行い、利用者が自立した日常の生活を営むのに必要な援助の提供に努めます。

（２）多職種との連携

事業の実施に際して、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

（３）公正中立なケアマネジメントの確保

① 利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求める事ができます。

② 前６カ月間に当該事業所で作成されたケアプラン総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護、がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合、また訪問介護等ごとの回数のうち同一のサービス事業所により提供されたケアプラン数が占める割合等を利用者に説明するよう努める。

（４）居宅介護支援の実施概要等

当事業所は、ガイドライン等のアセスメントツールを活用しています。利用者や家族から必要な情報を提供していただき、客観的な視点で問題を把握し、利用者や家族の希望を充分配慮した上で居宅サービス計画を作成します。

（５）事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（６）虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳が達成されるよ

う、虐待防止に関する下記の措置を講じます。
① 虐待防止委員会を開催します。
② 高齢者虐待防止のための指針を整備します。
③ 虐待防止の研修を実施します。
④ 専任担当者を配置します。

（７）感染症の予防及びまん延防止のための措置
感染症の発生やまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。
① 感染対策委員会を開催します。
② 感染症及びまん延防止のための指針を整備します。
③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
④ 専任担当者を配置します。

（８）業務継続計画の策定
感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、研修・訓練の実施に取り組みます。

（９）身体拘束の原則禁止
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7. サービス内容に関する苦情

（１）当事業所お客様相談・苦情担当
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

事業所相談窓口　電話　047-309-8200　ＦＡＸ　047-309-8204
苦情対応責任者　　（当事業所管理者）

（２）その他
松戸市役所　　介護保険課給付班　　電話　047-366-7067（直通）

千葉県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）
電話　043-254-7428（午前９：00～午後５：00　※土日祝日を除く）

8. 当法人の概要

名称・法人種別　　医療法人財団　　明理会
代表者役職・氏名　　理事長　　中村　哲也
所在地　　東京都板橋区本町 36 番 31 号
電話番号　　03-3967-1181

定款の目的に定めた事業
１）病院・診療所の経営
２）看護専門学校の経営
３）訪問看護ステーションの経営
４）介護保険に関する事業の経営

５）その他これに付随する業務

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。
① 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応も可能とします。
② 利用者等の署名・押印について、求めない事を可能とします。

事業者
所在地　　千葉県松戸市新松戸 1-412
名　称　　新松戸中央病院総合附属ケアプランセンター
説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者　　住　所

氏　名

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者　住　所

氏　名

代理人　　住　所

氏　名